

豊島区ひきこもり支援方針

(令和 8 年度発行)



1. はじめに

誰一人取り残さないひきこもり支援

～一人ひとりの状況や困難などに応じたオーダーメイドの支援へ～

豊島区は、生活困窮者自立支援法が施行される1年前の平成26年より、生活困窮者支援に取り組んできました。同年4月に生活困窮者支援制度の担当組織を設置し、平成27年に生活保護の窓口とは別の「くらしと仕事の相談窓口（くらし・しごと相談支援センター）」を設置しました。

令和2年4月からは福祉包括化推進事業として豊島区独自の体制を構築し、相談窓口を所管する各課担当者が参加する部会において、複合的な困難を抱えた案件についての情報共有と連携した支援を行ってきました。

その後、令和2年7月に「SDGs 未来都市」および「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、誰一人取り残さないまちを目指す豊島区として、ひきこもり支援を強化することとなり、令和3年7月にひきこもり専用相談窓口を開設しました。来所に加え電話とメールによる相談を開始し、8月には区のホームページとは別に、発信の要となる「ひきこもり情報サイト」を開設しました。

当事者や家族の状況に応じた支援をより一層推進するために、学識経験者、支援団体、当事者、民生委員・児童委員協議会などの地域団体などで構成する「豊島区ひきこもり支援協議会」を令和3年7月に立ち上げました。また、協議会での議論を踏まえ、「豊島区ひきこもり支援方針」を策定しました。ここでは、方針1「相談につながる仕組みをつくる」と方針2「断らない支援・強制しない支援を目指す」の2つの視点をもとに、ひきこもり支援の道筋を体系的に整理しました。

そして区ではこの度、令和6年度に厚生労働省が作成した「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を踏まえ、令和7年度に開催した同協議会での議論を経て、新たに方針3「連携体制の強化」を加えた内容に更新しました。

ひきこもり当事者やその家族に対して、引き続き「就労だけがゴールではない」というメッセージを発信し、より当事者に寄り添ったきめ細やかな支援を行ってまいります。

2. 豊島区のひきこもり支援の歩み

～ひきこもり支援協議会での検討事項を踏まえて実施したこと～

令和3年度	・ひきこもり相談窓口の開設 ・「豊島区ひきこもり情報サイト」の開設（8月） ・「広報としま」10月特別号発行（全戸配布） ・豊島区ひきこもり支援方針の策定
令和4年度	・窓口にはひきこもり支援員を配置 ・多摩島しょ広域連携事業「ひきこもり UX 会議」参加 ・豊島区で「ひきこもり UX 女子会」開催 ・ひきこもり相談窓口のチラシ作成 ・支援者向け講演会の実施 ・豊島区ひきこもり支援方針の見直し
令和5年度	・家族のための休日相談窓口の立ち上げ ・豊島区で「ひきこもり UX 女子会・ママ会」を開催 ・豊島区ひきこもり合同相談会・講演会の実施 ・広報としま生きづらさサポート特集号発行（全戸配布） ・ひきこもり相談窓口チラシ、周知カード、リーフレット作成・配布 ・商業施設でのチラシ配架 ・豊島区ひきこもり支援方針の見直し
令和6年度	・豊島区ひきこもり支援3年間のまとめ発行 ・「ひきこもり UX 女子会・ママ会」開催 ・庁内男女トイレに周知カード配架 ・X（旧 Twitter）の更新頻度向上 ・ひきこもり情報サイト掲載内容の見直し ・孤独・孤立官民連携プラットフォーム、課題別のプラットフォームにひきこもり支援協議会を位置づけ
令和7年度	・「ひきこもり UX 女子会」開催 ・ひきこもり情報サイト月2回程度更新 ・ひきこもり情報サイト内でのブログに相談員の自己紹介を掲載 ・「豊島区ひきこもりフォーラム」の開催 ・豊島区ひきこもり支援方針の見直し

3. 支援の方向性

【方針1】相談につながる仕組みをつくる

1－①相談支援体制と家族支援の強化

《当事者支援》

- ・福祉や心理、医療などの専門的な知識を持った相談員が、当事者の主体性や尊厳を尊重し、ひきこもり相談窓口が最初の居場所となるよう、**一人ひとりに寄り添った伴走型支援**を行う。
- ・社会参加することや就労することのみが支援のゴールではないため、当事者がどのように生活したいのかを共に考え、主体的な活動を支援しながら、本人の**自律**に向けて一緒に歩んでいく。

※「自律」…

自己を律すること、社会に適応するといったとらえ方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味

「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」より抜粋

《家族支援》

- ・初回相談は家族からの相談が多くなっているため、家族からの相談にも継続的に関わり、家族の不安軽減や、当事者との関係改善に努める。
- ・平日に来庁が難しい家族のために**休日相談**を不定期で実施する等、相談の機会を広げる。

1－②情報発信の強化

- ・ひきこもり情報サイトや区広報、ひきこもり専用X（旧 Twitter）など、様々な媒体を活用した継続的な情報発信を行うとともに、地域全体でひきこもりに関しての理解を深められるよう、ひきこもりの背景も含めた情報も発信していく。
- ・チラシなどを商業施設等に置き、手に取りやすい環境を整えるほか、講演会やひきこもり支援団体による合同相談会などのイベントを通じて窓口の周知を図ることで、当事者や家族に確実に情報が届くよう取り組む。

【方針2】継続的な支援、断らない支援の強化

2－①居場所の充実

- ・安心して過ごせる居場所や自らの役割を感じられる機会など、多様な社会生活の機会を提供することで、社会とのつながりが途切れないよう支援する。
- ・地域活動やボランティアへの**同行支援**を実施したり、当事者等が安心できる**居場所の充**

実を目指す。

- ・TOKYO 広域連携事業をはじめ、近隣自治体との**広域連携を推進**し、居住地以外でも参加できる居場所づくりを進める。

※TOKYO 広域連携事業

ひきこもり状態にあったり、対人関係の難しさを感じているなど、様々な生きづらさを抱えている女性を対象とした当事者会である「ひきこもり UX 女子会」を都内の自治体で実施する広域連携事業。

2－②支援者のスキル向上

- ・支援者がひきこもり経験者やその家族が主体的に行う家族会や講演会に参加し、当事者の声を聞くことで、相談員や地域の支援団体の支援力向上を図る。
- ・厚生労働省や東京都主催の研修を受講し、当事者や家族の心情に寄り添った関わり方や見守り方法などを学ぶ。

【方針3】連携体制の強化

3－①支援者との連携強化

- ・複合化した困難のある相談について、守秘義務を遵守しながら、**福祉包括化推進部会**で具体的な内容を関係各課と共有し支援する。

※福祉包括化推進部会

庁内関係課と豊島区民社会福祉協議会に「福祉包括化推進員」を配置し、分野横断的に複雑・複合的な課題について情報を共有し対応する連携会議。

- ・個々の状況に応じた支援を行うために、関係機関や民間支援団体とのネットワークを積極的に活用し、家族が孤立しないよう支援を行う。
- ・厚生労働省によるひきこもり支援者が気軽に情報交換できるオンライン上のコミュニティへの参加や TOKYO 広域連携事業等を活用し、関係団体との横のつながりも大事に、支援体制を強化する。

3－②ネットワークの構築

- ・ひきこもり支援を一層推進するために、学識経験者や家族会、当事者団体、医師・弁護士などの専門家、民生委員等から構成される**ひきこもり支援協議会**で支援の方向性を検討するほか、支援強化を図る。
- ・区内で活動するひきこもり支援団体から構成される**ひきこもり支援ネットワーク会議**で、団体が抱える課題を把握し、連携を推進する。